

議案第203号

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、入所中の児童に係る給付金として支払を受けた金銭を管理しなければならない施設の対象に母子生活支援施設を追加する必要があるによる。

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第16条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

第29条第1項第4号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。